

富士見市小規模工事・修繕受注希望者登録要領

1 目的

富士見市内の建設工事や修繕工事等の請負業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていないなどにより、市が発注する工事等の競争入札参加資格審査（以下「入札参加資格審査」という。）の申込みができない者を対象に、市が発注する小規模な工事や施設の修繕等（以下「小規模工事」という。）の受注を希望する者をあらかじめ登録させ、小規模工事の発注の際の業者選定の資料とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、積極的に活用することで市内業者の育成と経済の活性化を図ることを目的とする。

2 登録できる者

主たる事業所の所在地が富士見市内の法人又は個人であり、その事業所で仕事を請け負う者

3 登録できない者

- (1) 富士見市入札参加資格者名簿（工事）に登載されている者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (3) 希望業種を履行するために必要な許可又は免許等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員である者及び暴力団等と密接な関係を有する者

4 登録申請の方法

登録を希望する者は、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 富士見市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 希望業種を履行するために必要な許可又は免許等の写し
- (3) 納税状況確認同意書（様式第2号）

5 登録の受付

令和7年10月1日から随時受付を行う。

6 登録の有効期間

令和7年11月1日から令和9年10月31日までの2年間とする。

7 登録及び取扱い

市は、登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、小規模工事・修繕受注希望者登録名簿（様式第5号。以下「名簿」という。）に登載し、これを全庁に公開し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積り参加の機会を与えるよう努める。なお、当該業者選定においては、入札参加資格者の選定を否定するものではない。

8 名簿の公開

名簿は、必要に応じ一般に公開するものとする。

9 対象となる契約

この登録に基づき行われる契約は、特に法的に必要な登録、許可等を要するものを除き、無審査であることから、選定の対象とする小規模工事又は施設の修繕は内容が

軽易でかつ履行の確保が容易であると認められる執行予定額1件200万円以下のものに限定する。

10 契約保証金

名簿に登録された者との契約締結に際しては、富士見市契約規則第26条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

11 名簿登録の抹消

名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当したときは、名簿から抹消するものとする。

- (1) 登録要件に該当しなくなった場合
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合
- (3) 契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合
- (4) 主たる事業所の所在地が富士見市内でなくなった場合
- (5) 富士見市入札参加資格者名簿に登載された場合

12 変更届の提出

名簿登載者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに富士見市小規模工事・修繕受注希望業者登録変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の印
- (3) 代表者名
- (4) 住所又は所在地
- (5) 電話番号及びFAX番号
- (6) 業種

13 廃止届の提出

登録を廃止する場合は、速やかに富士見市小規模工事・修繕受注希望業者登録廃止届（様式第4号）を提出しなければならない。